

資料2

地域公共交通会議並びに地域公共交通活性化協議会の一体化及び運賃協議会の組織について

1 当町における地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の役割とこれまでの開催状況

	交通会議	活性化協議会
根拠法	道路運送法 【道路運送法施行規則(第4条の2)】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)
条例等	宇美町地域公共交通会議設置条例	宇美町地域公共交通活性化協議会規約
設置	令和3年10月	令和4年4月
協議事項	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に関する協議・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議	<ul style="list-style-type: none">・地域公共交通計画の策定及び実施に關し必要な協議・地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

	交通会議	活性化協議会
対象となる交通モード	バス(乗合タクシーを含む)、自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)	多様な交通モード
構成委員	<p>(1)町長又はその指名する者 (2)一般乗合旅客自動車運送事業者 (3)一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者 (4)鉄道事業者 (5)住民又は利用者の代表者 (6)九州運輸局福岡運輸支局の代表者 (7)道路管理者 (8)福岡県警察粕屋警察署の代表者 (9)学識経験者 (10)その他町長が必要と認める者</p> <p>※町 都市整備課長はオブザーバー</p>	<p>(1)副町長 (2)公共交通事業者、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (3)公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者その他町長が必要と認める者</p> <p>※町 都市整備課長は委員</p>

	交通会議	活性化協議会
会議開催状況(主な内容)	<p><u>令和3年度</u>(3回開催) ・町の地域交通の現状と課題、 福祉巡回バスの見直し</p> <p><u>令和4年度</u>(5回開催) ・のるーと宇美の導入、西鉄バス二日市線(4-1系統)路線存続等</p> <p><u>令和5年度</u>(5回開催) ・のるーと宇美の利用状況、各公共交通事業者からの報告</p> <p><u>令和6年度</u>(3回開催) ・のるーと宇美の利用状況、各公共交通事業者からの報告</p>	<p>—</p> <p>(1回開催) ・事業計画・予算、地域公共交通計画策定について</p> <p>(5回開催) ・事業報告・決算、事業計画・予算、地域公共交通計画策定について</p> <p>(3回開催) ・事業報告・決算、事業計画・予算、地域公共交通計画の進捗状況・評価</p>

2 新たに組織が必要となる運賃協議会について

根拠法	道路運送法(第9条第4項) ※一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、 <u>運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとする法改正</u> (令和5年10月1日施行)
協議事項	・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等
法が求める構成員	(1)町 (2)当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (3)当該路線等を管轄する地方運輸局長 (4)住民意見代表者(町長が指名する者)

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等[※]により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

- ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
- ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例）※（）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

3 宇美町地域公共交通会議設置条例の一部改正について

○地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の一体的な開催については、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能とされている。当町でのこれまでの開催状況や委員の組織体制を鑑み、会議自体の一体化を行うこととしたい。

○現状の条例(別紙)

○主な改正点…交通会議と活性化協議会の一体化。交通会議の中に運賃協議会を組織。

- ・会議設置の趣旨、協議事項(第1条・第2条関係)…交通会議に活性化協議会の位置づけと協議事項の追加
- ・組織(第3条関係)…委員の人数を15名から16名に変更

交通会議ではオブザーバー、また、活性化協議会では委員だった都市整備課長(道路管理者)を改正後の交通会議では委員として構成

・運賃協議会(第10条・第11条関係)…構成委員として会長(副町長)、九州運輸局福岡運輸支局の代表者、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者及び住民又は利用者の代表者

協議会開催を要しない場合の規定(運賃額変更にかかわらない運行上の変更、イベント行事等での運賃額割引、新たな決済手段の追加等)

4 今後のスケジュール

12月15日 地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会開催

(一体化等に向けた方針を報告)

令和8年3月 議会に条例改正案を上程予定

5月頃 新たな地域公共交通会議開催

資料2別紙

○宇美町地域公共交通会議設置条例

(令和3年9月15日条例第15号)

改正 令和5年6月14日条例第15号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的として、宇美町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

(2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項

(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については協議を省略することができる。この場合において、町長は、決定事項を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。

(1) 運行時刻の変更

(2) 運行回数の増加変更

(3) バス停留所の新設

(4) バス停留所の位置及び名称の変更

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

(1) 町長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者

(4) 鉄道事業者

(5) 住民又は利用者の代表者

(6) 九州運輸局福岡運輸支局の代表者

(7) 道路管理者

(8) 福岡県警察柏屋警察署の代表者

(9) 学識経験者

(10) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、委嘱又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、町長又はその指名する者をもってこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 3 会長に事故等があった場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(意見の聴取)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

- 3 この条例の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和5年6月14日条例第15号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。